

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

地域資源と産業を守り、地域間をつなげるまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県及び愛媛県西予市

3 地域再生計画の区域

愛媛県西予市の全域

4 地域再生計画の目標

4－1 地域の現況

愛媛県の南予地方中心部に位置する西予市は、西は宇和海に面し、東は四国山地のカルスト台地に連なる山地が広がり、臨海部から内陸部の平野を経て山間部までの標高差が約 1,400mにも及ぶ変化に富んだ地形を有する美しく豊かな自然環境・景観を誇るまちである。

本市の人口は、平成 7 年の 49,022 人に対して、平成 27 年には 38,919 人と、20 年間で 10,103 人もの人口が減少しており、今なお人口減少は進んでいる。また、生産年齢人口の減少、少子高齢化も進展し、令和 3 年 4 月 1 日現在、高齢化率は 43.5%となっており、市内全域が過疎地域の指定を受けている。

4－2 地域の課題

市政発足から市域一体のまちづくりに取り組んできた本市は、県下第 2 位の面積を有し、日常生活では車での移動が欠かせないため、道路交通網の整備は重要な課題である。少子高齢化により、平成 16 年の合併以降、人口減少が進んでいるが、世帯数はほぼ横ばい状態で、若年層は仕事を求め、都市部に流出し、高齢者や独居世帯が増加する中、過疎地域の病院、商店等は閉鎖、合併により市の機能は中心部に集約されている現状において、過疎地域に住む市民は中心地までの移動手段や利便性の向上は、益々必要とされる。

しかし、その地形は市内の各地域を急峻な山々で分断し、各地域間の交通アクセスを困難なものにしており、市民の交流と一体感醸成の妨げとなっている。

このため、国道、県道へのアクセス道路として幹線的に利用している市道を効果的に整備することで市中心部への利便性の向上と周辺部の活性化、また大規模災害に備え住民の避難路の確保はもちろんのこと過疎化した地域では、地域間をつなげるまちづくりは地域住民の生命と財産を守る重要な役割を果たす。

また林業の振興にも寄与する事で、地域経済を発展させることにより、過疎地域を活性化させ、人口減少に歯止めかけ、住民が安心して暮らせるまちづくりを目指す。

市道の整備については、これまでの過疎対策事業等によりほぼ順調に進んでいることから、落石・崩壊などの危険性を解消することができ、市道の利便性

と地域住民の生活が向上したが、依然として市道の改良率は 52.4%と低い水準であることから、継続した整備が必要である。

4－3 計画の目標

本計画においては、各路線が抱える問題点である幅員不足と線形の悪さを解消して、見通しが良く円滑な通行が可能な道路網を整備し、集落間及び周辺部から中心部へのアクセスを改善、さらに大規模災害時の迂回路の整備を行い、住民の生命を守り、日常生活の利便性の向上を図る。

また、県内 1 位のヒノキ林面積、県内 2 位の林野面積であるにもかかわらず、急峻で複雑な山岳地形のため林内路網整備が依然として遅れている地域も多く、林業の合理的経営及び森林の適正管理が困難な状況であるため、民有林素材生産量は県内 3 位と資源の有効活用が十分にできていない状況である。さらに、近年の材価低迷、過疎化、高齢化、労働力不足等により森林の荒廃が進んでいるのが現状である。第一次産業における林業の従事者数は 2016 年の市内の産業構造マップでは 0.6% (69 人) と低く、林業産業の占める生産額も 2018 年市内総生産額 (103,007 百万円) のうち 0.7% (737 百万) と低迷し林業を取り巻く状況は依然厳しい状況である。

これらに歯止めをかけるためにも、林道の未開設地域の解消を含めた整備を実施することで生産基盤の充実や作業の効率化による林業の活性化を図り、市域の森林経営の改善と森林整備の促進を目指す。県内でも 1 位、2 位の地域資源である「森林」を重要な産業として復活させ素材生産量を 48,581 m³から 9,716 m³増 (19.9%増) の 58,297 m³を目指す。

また、平成 23 年度から供用開始している西予市木質ペレット製造施設と効果的に連携することにより、間伐等によって発生する木材の利活用を通して、地産地消のエネルギーとして CO2 排出削減に取組み、市内の林業、木材産業の振興と森林資源の有効活用を実践することにより循環型社会の構築を図る。

(目標 1) 生活道路 (幹線道路に接続する集落内の道路) の整備状況の市民満足度
61.7% (令和 3 年度) → 65% (令和 8 年度)

(目標 2) 間伐材エネルギー利用促進
447 t /年 (令和 3 年度) → 572 t /年 (令和 8 年度)

(目標 3) 西予市への転入超過者数
△120 人 (令和 3 年度) → △169 人 (令和 8 年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

市中心部では、狭隘で路側への転落事故が頻繁に発生している市道 旧 町 地区^{きゅうちょう} 277 号線を整備し、周辺部へのアクセス改善を目指す。

市周辺部では、集落から地域の主要施設及び主要道路を結ぶ狹隘で落石崩壊等の危険性の高い市道旧町地区 63 号線、市道上駄馬クズノ川線、市道蔭之地杉の瀬線、市道荷刺大西鎌田西線を整備し中心市街地への所要時間短縮等により周辺部の活性化を図る。また、災害時の迂回路及び生活道の役割を持つ市道平岩線を整備する。

地域振興と産業の再生を促す資源の一つである森林を有効活用するために、市道と林道の一体的整備により効率的に流通ルートが確保できることで、計画的な森林整備や間伐材のバイオマスエネルギーへの利用促進を目指し、林業の振興を図る。

大規模な森林施業を必要としている 2 地区の 2 集落を結び生活道路としても期待される林道田之筋溪筋線の開設を行い、集落間の交通を可能にし、地域の活性化を図る。

林道整備の遅れから森林施業、森林管理が困難な状況にある地域に、林道小振鍵山線、林道河西四郎谷線、林道オオノジ支線を開設することで、木材流通の促進と森林へのアクセスを改善し林業の合理的経営及び森林の適正管理の推進を図る。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3008】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道：道路法に規定する市道に以下のとおり認定済み。

市道旧町地区 277 号線	(宇和町)	昭和 59 年 9 月 29 日認定	西予市
市道旧町地区 63 号線	(宇和町)	昭和 59 年 9 月 29 日認定	西予市
市道荷刺大西鎌田西線	(野村町)	平成 11 年 3 月 19 日認定	西予市
市道蔭之地杉の瀬	(城川町)	平成 10 年 3 月 19 日認定	西予市
市道上駄馬クズノ川線	(城川町)	平成 10 年 3 月 19 日認定	西予市
市道平岩線	(城川町)	平成 10 年 3 月 19 日認定	西予市

- ・林道：森林法による肱川地域森林計画（令和 2 年 12 月変更）にすべての路線を記載。

林道田之筋溪筋線	(宇和町・野村町)	愛媛県
林道小振鍵山線	(野村町)	西予市
林道河西四郎谷線	(野村町)	西予市
林道オオノジ支線	(城川町)	西予市

- 〔施設の種類〕 〔実施主体〕
- ・市 道 西予市
 - ・林 道 愛媛県、西予市

- 〔事業区域〕
- ・西予市の一部（宇和町、野村町、城川町）

- 〔事業期間〕
- ・市 道（令和 5 年度～令和 8 年度）
 - ・林 道（令和 4 年度～令和 8 年度）

- 〔整備量及び事業費〕
- ・市道 1,765m、林道 5,649m
 - ・総事業費 1,627,500 千円（うち交付金 813,750 千円）
 - 市道 770,000 千円（うち交付金 385,000 千円）
 - 林道 857,500 千円（うち交付金 428,750 千円）

〔事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法〕

令和/年度	基準年 (R3)	R4	R5	R6	R7	R8
指標 1 集落間及び周辺部から中心部へのアクセス改善及び危険箇所改善						
市道旧町地区 277 号線 (県道までの所要時間)	18 分	18 分	18 分	18 分	18 分	16 分
市道旧町地区 63 号線 (危険箇所改善)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	0 箇所	0 箇所
市道上駄馬クズノ川線 (危険箇所改善)	1 箇所	1 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
市道蔭之地杉の瀬線 (県道までの所要時間)	5 分	5 分	5 分	5 分	5 分	4 分
市道荷刺大西鎌田西線 (危険箇所改善)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	0 箇所
指標 2 災害時孤立集落解消						
市道平岩線 (災害孤立箇所改善)	5 集落	5 集落	5 集落	5 集落	5 集落	1 集落
指標 3 林産業の振興						
木材の有効活用 (搬出間伐量)	48,581 m ³	50,038 m ³	51,495 m ³	53,439 m ³	55,868 m ³	58,297 m ³
市内間伐材のエネルギー利用の促進	447 t	472 t	497 t	522 t	547 t	572 t

毎年度終了時に愛媛県及び西予市の関係職員が進捗状況を把握する。

〔事業が先導的なものであると認められる理由〕

市道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効

率のかつ効果的な道整備が可能となり、災害への対応や林業の振興といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「地域資源と産業を守り、地域間をつなげるまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

内 容 西予市バイオマスペレット生産利活用促進事業
西予市内で、間伐等によって発生する切り捨て残材や製材端材等を有効活用し木質ペレットを製造し、林業の活性化と雇用創出を図る。また、木質ペレットを用することでCO2削減に貢献し循環型社会の構築を目指す。

実施主体 西予市

実施期間 令和4年4月～令和9年3月

内 容 移住定住促進事業
都市部及び中核市に住み田舎暮らしに憧れるが方が、その夢が実現でき、移住者が地域課題を補う役割をはたすといったお互いの想いが相互扶助的に補完しあえる関係性を築きながら豊かに、更に魅力ある街に成長できるようにIJU促進に取り組む。

実施主体 西予市

実施期間 平成25年4月～

内 容 防災対策啓発活動事業
総合防災マップの作成・配布、広報誌・ホームページでの啓発及び研修会等を開催し防災士を中心とした地域防災リーダーの育成を図るとともに、ジオパーク推進室と連携しジオと防災教育を推進し、市民及び職員の防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図り、市全体の減災活動につなげることを目的とする。

実施主体 西予市

実施期間 平成26年4月～

6 計画期間

令和4年度～令和8年度

目標達成に向けて、毎年度事業効果の検証を行い、緊急性を伴う早急な整備

が必要になった場合や社会情勢等の急激な変化（木材価格の高騰等）により林業の緊急な促進が必要になった場合は、計画の見直しを行い、地域ニーズに迅速に対応する。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に担当部局が必要な目標達成調査等を行い、速やかに状況を把握する。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	令和3年度 (基準年度)	令和6年度 (中間年度)	令和8年度 最終目標
目標1 生活道路に満足している市民の割合	61.7%	63%	65%
目標2 市内間伐材エネルギー利用促進	447t/年	522t/年	572t/年
目標3 西予市への転入超過者数	△120人	△169人	△160人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
生活道路に満足している市民の割合	市民アンケートの実施
市内間伐材エネルギー利用促進	木質ペレット製造施設の年間実績集計表を確認
西予市への転入超過者数	住民基本台帳による確認

・目標の達成状況以外での評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況にかかる公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかに西予市HP（西予市政策企画部政策推進課）により公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項
該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項
該当なし